

改正

昭和53年12月28日条例第27号

昭和56年6月30日条例第15号

昭和57年12月18日条例第23号

昭和59年9月26日条例第16号

平成6年11月17日条例第17号

平成11年3月11日条例第10号

平成18年3月14日条例第11号

平成20年3月11日条例第5号

平成24年6月29日条例第12号

平成24年12月7日条例第21号

開成町重度障害者医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者の保健向上と福祉の増進を図るため、重度障害者が療養の給付を受けた場合に、その医療費を助成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、重度障害者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知能指数が35以下と判定されたもの
- (3) 手帳の交付を受けた者であって、省令別表第5号の3級に該当する障害を有し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定されたもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級に該当する障害を有するもの

の

(対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する重度障害者とする。

- (1) 本町が行う国民健康保険の被保険者
- (2) 本町の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記載されている者で、次に掲げる法律（以下「医療保険各法」という。）の規定による被保険者（組合員）及びその被扶養者
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(3) 開成町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）第3条の規定による被保険者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療保護を受けている者
- (2) 結核予防法（昭和26年法律第96号）第35条第1項の規定の適用を受ける者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定の適用を受ける者
- (4) その他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療給付の適用を受ける者
- (5) 重度障害者になった年齢が65歳以上である者
- (6) 前年（1月から9月までの間に第10条及び第11条の規定による申請をした者にあつては、前々年）の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号の規定による道府県民税（同法第1条第2項の規定により都について準用する場合の都民税を含む。以下この号において同じ。）についての同法その他道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超える者

(助成資格の得喪)

第4条 新たに第2条の適用を受け、対象者となった日の属する月の初日以後に療養の給付を受けたときは、その属する月分から助成するものとする。

2 第2条の規定による重度の障害を有する者が、新たに住所要件を備え対象者となったとき、その要件を備えるに至った日以後に療養の給付を受けたときは、その日から医療費の助成を行うものとする。

3 対象者が第2条の規定による資格を喪失又は前条の住民基本台帳法の規定による本町の住民でなくなったとき、並びに同条に規定する医療保険各法の被保険者（組合員）及びその被扶養者又は国民健康保険法による被保険者でなくなったときは、なくなった日以後に受ける療養の給付については、医療費の助成は行わない。

（療養の給付の範囲）

第5条 療養の給付の適用範囲は、第3条第1項に規定する医療保険各法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）にそれぞれ規定する次に掲げるものをいう。ただし第2条第4号の入院に係るものを除く。

（1）療養給付

（2）医療給付

（自費診療の適用除外）

第6条 対象者が自費診療により療養の給付を受けたときは、医療費の助成は行わないものとする。

（助成の範囲）

第7条 対象者が第5条の規定によって療養の給付を受けたとき、対象者が負担すべき額を助成する。ただし、その他の法令の規定及び附加給付規定に基づき給付される額を除く。

（助成の方法）

第8条 医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことによりこれを行う。ただし、療養取扱機関に支払うことにより、これを行うこともできる。

（高額療養費の徴収）

第9条 前条の規定により当該療養取扱機関に支払うことにより医療費の助成を行ったとき、医療保険各法及び国民健康保険法の規定による高額療養費の支給を受けたときは、対象者は、その支給を受けた額を町長に返還するものとする。また、附加給付規定に基づき支給を受けたときも同様とする。

（助成の申請及び期限）

第10条 対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、町長に重度障害者医療費助成申請（以下「申請」という。）をしなければならない。

2 前項の申請は、当該療養の給付を受けた日の属する月の翌月から1年以内に、これを行わな

ればならない。

(助成申請の特例)

第11条 前条に規定する者が医療費の助成の申請を自らできない状況にあるときは、次に掲げる者が代わってすることができる。

- (1) 配偶者
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) その他、町長が適当と認めた者

2 前項の規定は、自ら助成金を受領できない場合も同様とする。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 この条例により、助成を受ける権利は、これを譲渡又は担保に供してはならない。

(助成金の返還命令)

第13条 町長は、偽りその他不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 開成町重度障害者医療費助成条例（昭和48年開成町条例第13号）は、廃止する。

附 則（昭和53年12月28日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年6月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年3月1日から適用する。

附 則（昭和57年12月18日条例第23号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月26日条例第16号）

この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第77号、附則第1条中ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則（平成6年11月17日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成11年3月11日条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月14日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の開成町重度障害者医療費助成条例の規定による医療費の助成は、この条例の施行日以後に受けた医療費について適用し、同日前に受けた医療費については、従前の例による。

附 則（平成20年3月11日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の開成町重度障害者医療費助成条例の規定による医療費の助成は、この条例の施行日以後に受けた療養の給付について適用し、同日前に受けた療養の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日条例第12号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年12月7日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条（第2項第6号に係る部分に限る。）の改正は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の開成町重度障害者医療費助成条例の規定による医療費の助成は、この条例の施行日以後に受けた療養の給付について適用し、同日前に受けた療養の給付については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に第2条各号のいずれかに該当するものについては、改正後の第3条第2項第5号の規定は適用しない。